

# 放射線第一病院運営規程

## (介護予防訪問リハビリテーション)

### (業務の目的)

第1条 放射線第一病院（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問リハビリテーションの業務（以下「業務」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要支援状態にあり、医師が指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士等は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援する。

2 業務の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 業務を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：放射線第一病院
- 二 所在地：今治市北日吉町1丁目10番50号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者：医師 1名  
管理者は、事業所の理学療法士等の管理及び業務の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 理学療法士等：理学療法士 5名（非常勤職員）  
理学療法士等は医師とともに介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成し、業務の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名  
必要な事務等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りである。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日午後から1月3日は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分より午後5時30分までとする。

### (介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションは、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画に沿って行う。

### (利用料等)

第7条 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の業務の実施地域を越えて指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合は、交通費を利用者から徴収する。
- 3 前項にいう交通費は旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町の場合は、西瀬戸自動車道、大島北I.C.からの通行料金の実費額、旧関前村の場合は、フェリー運賃の実費額を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに

同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の業務の実施地域）

第8条 通常の業務の実施地域は今治市とする。ただし、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町に限る。

（緊急時における対応方法）

第9条 理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、必要な処置を行うこととする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、理学療法士等の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 従業者等は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持するよう、個人情報保護に関する誓約書を事務所に提出する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。